

平成 21 年 11 月 16 日

日本周産期・新生児医学会
有 権 者 各 位

選挙管理委員会
委員長 須永 進

平成 21 年度「評議員選挙の立候補者募集」についてのお知らせ(選挙公示)

謹啓

皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍の事とお慶び申し上げます。

さて、本学会では評議員選挙の立候補者募集を、11月16日(月)より開始しますので、有権者の方々にお知らせいたします。

評議員の選挙につきましては、学会雑誌第45巻3号(9月初旬発送)にてお送りした公示書類のとおり、新しい選挙制度(全国区での立候補、自薦だけで立候補可能、他薦と推薦書類の不要化)と、新しい選挙方法(電子投票)を導入しています。

今回のお知らせは、立候補者募集の受付を開始するにあたり、立候補者の資格・受付の期間・立候補の方法及び届出書、11月1日時点での評議員の定数などについて記しています。また、電子投票を使用できない環境の方へ、投票用紙の申込書を用意していますのでご参照ください。

これらの資料をご一読の上、多くの方々の立候補をお願いいたします。

以上、選挙管理委員会より評議員選挙の立候補者募集についてご案内申し上げます。なお、ご不明な点がある場合は、選挙管理委員会にE-mail(jspnmsenkyo@rhythm.ocn.ne.jp)などでお問合せください。

謹白

[記]

1. 評議員立候補者の資格(施行細則19条)は、次の基準を満たす一般会員としています。

- 1) 引き続き5年以上の会員である。
- 2) 診療、教育、研究活動に優れた業績がある。
- 3) 平成22年4月1日時点での年齢が満65歳未満である。

2. 立候補者の届け期間

- 1) 11月16日(月)から12月8日(火)までとします。
- 2) 締め切り時間: メールは12月8日(火)17時
(郵送は12月7日(月)当日消印有効)

3. 立候補の方法

- 1) 学会ホームページに掲載している所定のファイル「評議員立候補届出書」に、氏名・会員番号・領域名(A・B・C領域)・立候補事由(100字以内)を記入し、メールに添付して選挙管理委員会宛(jspnmsenkyo@rhythm.ocn.ne.jp)にお送りください。
尚、領域名は11月1日現在登録されている領域とします。
- 2) 今回に限り、メールが使用できない環境の方だけは、「評議員立候補届出書」を同封の封筒で選挙管理委員会宛に郵送してください。

4. 立候補届などの送付先・選挙に関してのお問い合わせ先

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 メジカルビュー社内
日本周産期・新生児医学会 選挙管理委員会宛

TEL 03(5228)2074 FAX 03(5228)2104 E-mail:jspnmsenkyo@rhythm.ocn.ne.jp

5. 同封書類

- 1) 評議員選挙の立候補者募集のお知らせ
- 2) 立候補届出書(見本)
- 3) 投票用紙の申込書(見本)
- 4) 電子投票のテストを行なってください
- 5) 返送用封筒(長3)

6. その他

1) 評議員の定数について

・評議員の定数は評議員選出を行なう前年の11月1日現在の施行細則第4条に定める1年会員を除く一般会員数を基準とし、A(産科)領域、B(小児科)領域、C(小児外科、麻酔科などA・B以外の科)領域の各会員数20名につき1名の割合とし、会員数に20未満の端数を生じた場合は、11名を超える時に1名を加えるとの規定(施行細則第13条2項)により、今回の評議員の試算された定数は下記の通りとなります。

◇平成21年11月1日の一般会員数より試算された選挙評議員数

	一般 会員数	評議員 定数	理事会推薦 定数(15%)	直接選挙 定数	現評議員数
A領域(産婦人科)	2,932	147	22	125	109
B領域(小児科)	2,772	139	20	119	133
C領域(AB以外)	459	23	3	20	22
合計	6,163	309	45	264	264

- ・理事会推薦評議員の選出は、選挙で選ばれた新理事予定者が、定時総会1か月前までに行います。(施行細則第13条5項)
- ・選挙により選出される評議員の定数が満たない場合は、選挙によって選ばれた新理事予定者が、定時総会1か月前までに欠員を補充します。(施行細則第13条7項)

2) 投票方法について

- ①投票は、原則として学会ホームページ上での電子投票となります。
尚、今回に限り、電子投票が使用できない環境の方だけは、「投票用紙」での投票も受けまますので、メールは12月8日(火)17時まで、郵送は12月7日(月)当日消印有効ですので、必ず申し込んでください。
- ②具体的な投票方法は、ホームページに掲載している「電子投票の方法について」を参照してください。

3) 電子投票のテスト版の試用について

今回の選挙では、学会ホームページの会員専用ページに「評議員選挙」と「電子投票(テスト版)」のボタンを設置し、選挙関連の書類の掲示や投票を行いません。

【電子投票のテスト版を以下の手順で試用し確認してください】

- ①「電子投票のテストを行なってください」の書類に準じて、学会ホームページの会員専用ページを開けてください。
- ②「評議員選挙」の中にある「電子投票の方法について」をお読みください。
- ③「電子投票(テスト版)」のボタンから、投票画面が開くか、ポップアップは開くか、投票はできるか・・・など稼動状況を確認してください。

尚、不明な点は、選挙管理委員会宛に E-mail(jspnmsenkyo@rhythm.ocn.ne.jp)などでお問合せください。

以上